

ご利用規約



横浜市旭区市沢町366番の1

0120-806-929

<http://homedry929.com>

ご注意
ください

補償対象外となりますので、あらかじめご了承ください!!



ほつれ・キズのあるもの

ほつれ、キズ、穴などの破損箇所がある場合、クリーニング作業時に広がる可能性があります
事前に修理しておき事をお勧めいたします



シミの浮き出し

お客様の手元に戻ったその衣類は来シーズンに着用するまでご家庭のクローゼットなどで保管期間に温度や湿度など様々な条件が重なり、時間の経過と共にシミに変化していく場合がございます
あらかじめご了承ください



ワイシャツのボタン

プレスの圧力や洗浄摩擦などの影響で割れてしまう消耗品です
弊社で付け替えられるボタン以外のブランド品や副装飾品など特殊品は補償対象外となりますので、取り外してお持ちください



ボタン・バックル・装飾品

破損しやすく、クリーニング作業に耐えられない素材のお品物や、経時劣化で変色しやすい金属性のものもございます



プリント(顔料)加工品

熱や摩擦に弱く、製造より約2・3年で割れや剥がれなどが起きやすくなります



綿製品(特にシャツ類)

品物によって色落ちや、大幅に収縮してしまう場合があります
特に初洗いは多くの事例が見られます
ご了承ください



ダウン

羽毛の油汚れが黒みしやすい素材です
あらかじめご了承ください



濃・淡の色が極端な製品

濃い色が淡い部分へ色移りする場合があります
あらかじめご了承ください



濃色の製品

クリーニング工程上の摩擦や、汗・紫外線の影響で色落ちや変色しやすいお品物ですので事前にご確認ください



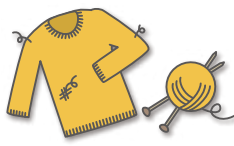
ストレッチ素材

着用やクリーニングの有無に関わらず経年経過とともに弱くなりやすいお品物で、製造から3〜5年位で、伸縮性が低下し伸びたような状態になることがあります
また、ベタつき、黄変などの不具合も発生しやすい素材です



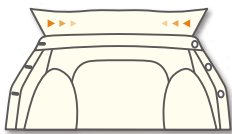
接着ボタン・ラインストーン等の飾り品

ラインストーン、スパンコール等は接着剤で貼り合わせてあり、クリーニング作業時に剥がれ落ちる場合があります



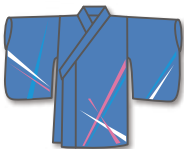
手作り・手編み製品

製品化する際の、洗浄試験がされておらず、収縮や色流し、装飾の破損などが起こる場合があります
補償対象外となりますのであらかじめご了承ください



ワイシャツの芯地

エリやカフスや前立ての分厚い部分には、芯地と言う生地が余分に入っており、その芯地には接着剤が使用されており、経時劣化により収縮してくる場合がございます



ゆかた・祭り着

染色の強度により、色移り・色落ちしやすい製品ですのであらかじめご了承ください



海外購入・直輸入の製品

日本国内の正規代理店以外で購入された海外製品(海外輸入や銀行輸入、オークションなど)、その他日本国内表示法に従った表示がないものについては、クリーニング後の品質トラブルが発生致しましても当店では対応いたしかねます



インテリア製品 カーテン・ソファ・テーブルクロス等

紫外線の影響を受け購入年数の浅いものでも、色落ちや色焼け、縮みが生じやすい製品です
カーテンは収縮率3%〜5%の基準で製造されていますのであらかじめご了承ください



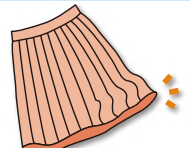
洗濯絵表示が無い・全て×の製品

製品に合う取扱をする上で絵表示は重要な指標となります
絵表示の無いまたは判断不能な製品や全て×の製品は受付をお断りする、もしくは専門工場への取扱とさせていただきます



高級品

購入価格10万円以上の品のクリーニング料金は、お見積りが必要となりますので必ず店員にお申し出ください
お申し出が無くトラブルが発生しても責任をおいかねます



シワ・プリーツ加工

シワやプリーツ加工は、永久的に継続する加工ではなく、着用やクリーニングの繰り返しにより加工が取れてまいります
着用頻度や状態により多少のあらかじめご了承ください



麻製品

シワになりやすく、色落ち・色褪せしやすい素材です
また着用によるシワなどは生地折れのためプレスしても元に戻ってしまいます



ボンディング製品

主にスーツやコート類などでボンディング加工が多き寿命は2〜3年となり、所々水染れのように凹凸がブクブクと浮き上がることがあります



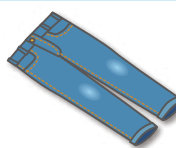
有料シミ抜き

有料シミ抜きで予約かれた品物は、素材をいかなる範囲の処理となります
完全に除去できない場合にも料金のご返却はできません



ポリウレタンコーティング

合成皮革は空気に触れるだけで劣化が進み、特に熱や紫外線に弱く、ベタつき・剥離などのトラブルが発生しやすいお品物です
このため、これらの素材の衣類の寿命は製造から2〜3年だとされています



形見・ビンテージ品・アウトレット品等

万が一クリーニングトラブルが発生しても通常の補償となります
お客様の個人的な価値は賠償額には付加されません

賠償責任の範囲 クリーニングを行ったことで発生した事故事例のうち、次に該当する事項につきましては賠償責任を負えませんが

- ◆クリーニング処理方法に瑕疵責任が無いと当社が判断した品の事故
- 1. 製品そのものの製造上の問題等が事故の原因となった場合
- 2. 使用者の着用方法や保管状況等が事故の原因となった場合
- ◆イラストで記載してある事例

賠償額について 賠償額算出につきましては以下のようにさせていただきます
○弊社の定める事故賠償基準に基づき算出させていただきます
○個人的見解から生じる付加価値部分(プレミアム、思い出等)に関しては賠償額に追加致しません
新品同等品の再取得価格が基準になります

十分に注意してクリーニング致しますが、素材の特性等、防ぎようのない事故が発生する事があります

以上、ご不明な点は店頭もしくは本社(0120-806-929)までお尋ねください

BEFORE**クリーニングをご利用される前のご確認事項**

- クリーニング処理にあたってなんらかのご連絡をとる必要がある場合は、お電話をさせていただくことがございますので、携帯電話等にご利用店舗の電話番号をお受けできる設定にお願いいたします
- 会員登録をさせていただきましたお客様にはご登録いただいている住所に、弊社クリーニング販売促進に限ったのご案内をお送りする場合がございます。なお、会員サービスは登録店舗のみ有効となります
- 会員の有効期限は、会員登録をされてから1年間といたします
- クリーニング処理方法や加工方法、ならびに包装形態等は、クリーニング処理工場の諸事情により適宜変更させていただく場合がございます
- 関係省庁の指導により、血液、汚物、ペットの毛等が付着しているお品物はお預かりができません
- お預かりする前に付着していた物質がクリーニング後にシミになって現れる場合がありますことをご告知おきます
- 以下の事項は予告なく改定させていただくことがございますので承知おください。なお、最新の情報は店頭もしくはホームページに掲載してございます
 - ・ クリーニング料金 ・ 本書の内容
 - ・ お願い事項(約款)
- ポケットの中のお忘れ物やバッジなど受付時に申し出の無かったものにつきましては、責任を負えません。ポケットの中などはよくお調べになられてからお出しください

DURING**クリーニングをご利用された後のご確認事項**

- 弊社でクリーニング品をお預かりする際は、『弊社で約款として定めるお願い事項』(以下、『お願い事項』といいます)のすべての内容をご理解、ご了解いただきたく存じます。『お願い事項』の内容はメンバーズカードの裏面(一部記載)、店頭にて掲示をさせていただいております(一部店舗は除く)また、別紙でご用意もいたしておりますので店頭までお申し付けください
- 『お願い事項』の内容についてご承諾をいただけない場合、もしくは店頭での説明内容等に疑問をお感じになった際は、クリーニング品受付

当日の受付店舗閉店時間までに、ご来店もしくはご連絡の上、クリーニング処理の保留の指示をお願いいたします。ご連絡無き場合は『お願い事項』の内容についてご承諾をいただいたものと判断させていただきクリーニング処理を進めさせていただきます

- クリーニング品お預かり後に弊社において、キズや色落ちなどが見つかりクリーニングに耐えられないと判断した場合は、クリーニング処理をとりやめそのままお返しする場合もございます

AFTER**お品物を受け取った後のお願い事項(抜粋)**

お預かり品について 次の場合の責任は負えませんのでご了解ください

- **仕上がり予定日より1ヶ月以上経過したお品物**
→ 早目のお引取りと、お引取り後の確認をお願いします
- **お引取り後、着用した形跡がある場合のお申し出**
→ ご着用前に必ず仕上がり品の再確認をお願いします
- **番号札が無い場合のあらゆるお申し出**
→ 番号札は当社にクリーニングを依頼された証明書です
- **シミや汚れがお客様のご期待にそうように落ちきれていない場合**
→ 素材の性質上限界がございます

株式会社ホームドライ クリーニング事故賠償基準(運用マニュアル)

第1条(目的) この賠償基準は、株式会社ホームドライ(以下 当社とする)が利用者から預かった洗たく物の処理または受取および引渡しの業務の遂行にあたり、職務上相当な注意を怠ったことに基づき法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、大量のクレームを定型的に処理するための合理的基準を設定し、これにより公平かつ効率的にトラブルを解決するとともに、利用者の簡易迅速な救済を図ることを目的とする。

第2条(定義) この賠償基準において使用する用語は、つぎの定義にしたがうものとする。(1)「賠償額」とは、利用者が洗たく物の紛失や損傷により直接に受けた損害に対する賠償金という。(2)「物品の再取得価格」とは、損害が発生した物品と同一の品質の新規の物品を事故発生時に購入するのに必要な金額をいう。(3)「平均使用年数」とは一般消費者が物品を購入したその時からその着用をやめる時点までの平均的な期間をいう。(4)「補償割合」とは、洗たく物についての利用者の使用期間、使用頻度、保管状況、いたみ具合等による物品の価値の低下を考慮して、賠償額を調整するための基準であって、物品の再取得価格に対するパーセンテージをもって表示された割合をいう。

第2条の2(説明責任) 当社は洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗たく物の処理方法等を説明するとともに、この賠償基準を提示しなければならない。さらに、当社は、洗たく物の受取及び引渡しをしようとするときは、洗たく物の状態を利用者とともに確認しなければならない。

第3条(当社の責任) 洗たく物について事故が発生した場合は、原則として当社が被害を受けた利用者に対して賠償する。ただし、その職務の遂行において相当の注意を怠らなかったこと、および利用者またはその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したことを証明もしくは説明をしたときは、その限度において本基準による賠償額の支払いを免れる。さらに、当社は、利用者以外のその他の第三者の過失により事故の全部または一部が発生したことを証明したときは、その他の第三者により利用者への賠償が迅速かつ確実に行われるよう、利用者を最大限支援しなければならない。

第4条(賠償額の算定に関する基本方式) 賠償額は、つぎの方式によりこれを算定する。賠償額＝物品の再

取得価格×物品の購入時からの経過月数に対応して別表に定める補償割合。ただし、利用者とクリーニング業者との間に賠償額につき特約が結ばれたときは、その特約により賠償額を定める。

第5条(賠償額の算定に関する特例) 洗たく物が紛失した場合など前条に定める賠償額を決定する上での再取得価格の算定が難しいとみとめられる場合には、つぎの算定方式を使用する。(1) 洗たく物がドライクリーニングによって処理されたとき………クリーニング料金の4.0倍。(2) 洗たく物がウェットクリーニングによって処理されたとき………クリーニング料金の4.0倍。(3) 洗たく物がランドリーによって処理されたとき………クリーニング料金の2.0倍。

第6条(賠償額の減縮) 第3条の規定に関わらず、当社が賠償金の支払いと同時に利用者の求めにより事故物品を利用者に引き渡すときは、賠償額の一部をカットすることができる。

第7条(基準賠償額支払い義務の解除) 当社は以下に該当する場合は基準賠償支払いの義務を負わない。(1) 利用者が洗たく物を受け取るに際して洗たく物に事故がないことを確認し異議なくこれを受け取った時。(2) 利用者が洗たく物を受け取った後30日以上を経過したとき。(3) 当社が洗たく物を受け取った日から1年を経過したときは、当社は本基準によるすべての賠償額の支払いを免れる。ただし、この場合には、次の日数を加算する。(3-1) 洗たく物のクリーニングのために必要な期間をこえて仕事が完成した場合には、その超過した日数。(3-2) 特約による保管サービスを行った場合には、その保管日数。(3-3) その洗たく物のクリーニングのために必要な期間をこえて仕事が完成したのち、継続して特約による保管サービスを行った場合には、超過日数と保管日数を合算した日数。(4) 地震、豪雨災害等、当社の責めに帰すことのできない大規模自然災害により、預かり品が滅失・損傷し、洗たく物を利用者に返すことができなくなったとき(民法の規定に基づく)。

第8条(クリーニング事故賠償審査) この賠償基準の適用に関して、利用者と当社との間に争いを生じたときは、当事者の一方からの申出先のあらゆる第三者機関との折衝に対し、当社は誠意をもって対応しなくてはならない。

別表1

商品別平均使用年数表

分 類	商品区分				備 考	使用年数	処理方法		
	品 目	No	品種・用途 等	素 材			特 殊	ド ラ イ	ウ ェ ン ト
加 工 品	特殊加工品	1		ウレタンフォーム貼り製品、 ボンディング加工品		2	○	○	
		2		コーティング品（透水性防水加工布、カラーコーティング、パラフィン加工布、オイルクロス等）		2	○	○	
		3		ゴムコーティング品	ゴムコーティング製品、 ゴム裏貼り製品、 気泡性ゴム引布製品 コーティング部分にのみ適用	3	○		○
		4		エンボス加工品	加工部分にのみ適用	2	○	○	
		5		プリント加工品、 ブロック加工品	加工部分のみに適用	2	○	○	○
		6		絹・毛	ダウンジャケット、 ダウンコート等	3	○	○	
織 維 製 品	羽毛製品 （羽毛ふとんは 除く）	7		その他		4	○	○	
		8		絹紡品		2	○	○	
	背広 スーツ ワンピース類	9	夏 物	絹・毛		3	○	○	
		10	◇	その他		2	○	○	○
		11	合 冬 物			4	○	○	
		12	夏 物			2	○	○	○
	ジャケット ブレザー ジャンパー	13	合 冬 物	獣毛高率混		3	○	○	
		14	◇	その他		4	○		
		15	夏 物		替ズボン、スラックス、 ジーパン、パンタロン、 カジュアルパンツ等	2	○	○	○
	スラックス類	16	合 冬 物			4	○		
		17	夏 物		タイトスカート、 フレアスカート、キュロット、 プリーツスカート、 ジャンパースカート等	2	○	○	○
	スカート	18	合 冬 物			3	○		
		19	礼 服	モーニング、タキシード、 えんぴ服、シマズボン等		10	○		
	略 礼 服	20				5	○		
		21		イブニング、アフタヌーン、 カクテル、 ウェディングドレス等		5	○		
	コート	22		獣毛高率混	オーバーコート、 半コート、レインコート、 ダスターコート、ボンチョ、 ライナー等	3	○	○	
		23		その他		4	○	○	
	室内着	24		毛	ラウンジウェア、 ナイトガウン、 キルティング、 バスローブ等	5	○	○	
		25		その他		2	○	○	○
	制服	26	作 業 衣		白衣、看護衣、理美容衣、 作業衣等	1			○

分 類	商品区分				備 考	使用年数	処理方法		
	品 目	No	品種・用途 等	素 材			特 殊	ド ラ イ	ウ ェ ン ト
織 維 製 品	制服	27	事 務 服			2	○	○	
		28	学 生 服		学生服、セーラー服等	3	○	○	
	セーター類	29		獣毛高率混	セーター、カーディガン、 ベスト等	2	○		
		30		その他		3	○	○	
	シャツ類	31			T シャツ、ポロシャツ	2		○	○
	ワイシャツ類	32		絹・毛	ワイシャツ、 カットソーシャツ	3	○	○	
		33		その他		2			○
	ブラウス	34				3	○	○	○
	下着類	35		ファンデー ション及び ランジェリー		2		○	
		36	防寒下 着	毛		3	○	○	
		37	肌 着	絹		2	○	○	
		38	◇	その他		1		○	○
		39				1	○	○	
	手袋	40		絹・毛		3	○	○	
		41		その他		2	○	○	
		42		絹・毛		3	○	○	
		43		その他		2	○	○	
		44				2	○		
		45		パナマ・フェルト		3	○		
	帽子	46		その他		1	○		
		47			トレーニングウェア、 スポーツ用ユニフォーム、 水着、剣道着、柔道着、 スキーウェア、ゴルフウェア、 スポーツシャツ、レインウェア、 ウインドブレーカー等	2		○	○
	スポーツウェア	48			剣道防具等	3	○		
		49		絹	打掛、留袖、振袖、喪服、 男紋服、紋付羽織、はかま、 帯（丸帯、袋帯）等	15	○		
	和装品	50		その他		10	○		
		51		絹	訪問着（付下げ・色無地・ 小紋・お召）、本袖、絵羽織、 和装コート、道行、はかま、 帯（名古屋）等	10	○		
	外出着	52		その他		5	○		
		53			普段着（綿・ウール着物・ 木綿着物）、茶羽織、 帯（半巾帯・つけ帯）、 室内着、絹羽織等	4	○	○	

分 類		商品区分				備 考	使用 年数	処理方法			
		品 目	No	品種・用途 等	素 材			特 殊	ド ラ イ ン グ	フ ォ ー ム リ ン グ	フ ォ ー ム リ ン グ
繊維製品	和装品	長じゅばん	54				3	○	○	○	
		丹前	55				4		○		
		ゆかた	56				2			○	○
		ショール	57		絹・毛		5		○		
			58		その他		2		○	○	
		和装肌着 小物	59			和装用スリッパ、帯あげ、 帯じめ、羽織ひも等	2	○	○		
		足袋	60				1				○
	乳幼児着	乳幼児着	61	祝 い 着			5	○	○		
			62	遊 び 着			1		○	○	○
			63	そ の 他			2		○	○	
	寝装品	毛布	64		毛		5		○	○	
			65		その他		3		○	○	
		タオルケット	66				2				○
		ふとん	67	羽毛ふとん			10	○			
			68	羊毛ふとん			10		○	○	
			69	こたつふとん			3		○	○	
			70	そ の 他 の ふ と ン	洋ふとん、肌着ふとん、 掛敷ふとん、夏掛ふとん、 キルトケット、座ぶとん等	4		○	○		
		シーツ	71				2				○
		かや	72				5		○		
		寝着	73			ねまき、パジャマ等	2		○	○	○
		カバー類	74	ふ と ン 類		マットレスカバー、 まくらカバー、シーツ、 座ぶとんカバー、 こたつカバー等	2			○	○
		ベッド用品	75	ベ ッ ド スプレッド			3			○	○
		室内装飾品	カーテン のれん	76	薄 地	ポリエステルを除く		1		○	○
	77			そ の 他			3		○	○	
	床敷物		78	カーペット	毛		10	○			
			79	◇	その他		5	○			
			80	簡 易 敷 物		三笠織、平織、菊水織等	2	○			
	カバー類		81	レ ー ス ししゅう品		ピアノカバー、いすカバー、 シートカバー、 テーブルクロス等	5		○	○	

分 類		商品区分				備 考	使用年数	処理方法				
		品 目	No	品種・用途等	素 材			特 殊	ドライ	ウェット	フドリー	
繊維製品	室内 飾品内	カパー類	82	その他		ピアノカパー、 いすカパー、 シートカパー、 テーブルクロス等	2		○	○	○	
	特殊業務用衣類	リース 貸衣裳及び 営業用 接客用 舞台衣裳等	83		絹・毛		2	○	○			
			84		その他		1	○	○	○		
	その他	幕、のぼり	85				5		○	○		
		クッション ぬいぐるみ	86				3		○	○		
	皮革毛皮状製品	毛皮製品	外衣	87		うさぎ、チンチラ		2	○			
				88		オボッサム、ラム類、キャット類		5	○			
				89		リンクス、フォックス類、 ビーバー、ウィーゼル類、 ヌートリア、ムートン、 ミンク、セーブル類		10	○			
			90		うさぎ		2	○				
		インテリア	91		ムートン		5	○	○			
92				その他		10	○					
その他		93		うさぎ		2	○					
		94		その他		5	○					
毛人造			95		合成毛皮、ハイバイル		2		○	○		
皮革毛皮状製品		外衣	96		ぶた、爬虫類		3	○				
	97			その他		5	○					
	バッグ	98				5	○					
	靴	99				2	○					
	その他	100		爬虫類	財布等	5	○					
		101		その他		3	○					
	人造皮革	外衣	102		人工皮革		3		○	○		
			103		合成皮革（塩化ビニル、 コルクレザー）		2			○		
			104		合成皮革（ポリウレタン樹脂）		3		○	○		
		バッグ	105		人造皮革		3	○				
106				布組合せ		2	○					
靴		107		人造皮革 布組合せ		1	○					
その他		108				2	○					

註1. 商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質に近い商品の平均使用年数を適用する。
 註2. 処理方法欄における○印は、通常行われる商品別のクリーニング処理方法を示したものである。なお、特殊機種の印は、品目・素材に応じた専門のクリーニング処理方法をいう。
 註3. 商品区分の素材において「絹・毛」とは、満地に80%以上の絹または毛が使用されているものをいう。
 「獣毛混率」とは、アンゴラなど脱毛しやすい獣毛を80%以上含有するもの（表示のあるものに限る）をいう。

別表2

物品購入時からの経過月数に対応する補償割合

平均 使用年数	1	2	3	4	5	10	15	補償割合		
								A 級	B 級	C 級
購入時からの経過月数	1ヶ月未満	2ヶ月未満	3ヶ月未満	4ヶ月未満	5ヶ月未満	10ヶ月未満	15ヶ月未満	100%	100%	100%
	1～2ヶ月	2～4ヶ月	3～6ヶ月	4～8ヶ月	5～10ヶ月	10～20ヶ月	15～30ヶ月	94	90	86
	2～3ヶ月	4～6ヶ月	6～9ヶ月	8～12ヶ月	10～15ヶ月	20～30ヶ月	30～45ヶ月	88	81	74
	3～4ヶ月	6～8ヶ月	9～12ヶ月	12～16ヶ月	15～20ヶ月	30～40ヶ月	45～60ヶ月	82	72	63
	4～5ヶ月	8～10ヶ月	12～15ヶ月	16～20ヶ月	20～25ヶ月	40～50ヶ月	60～75ヶ月	77	65	55
	5～6ヶ月	10～12ヶ月	15～18ヶ月	20～24ヶ月	25～30ヶ月	50～60ヶ月	75～90ヶ月	72	58	47
	6～7ヶ月	12～14ヶ月	18～21ヶ月	24～28ヶ月	30～35ヶ月	60～70ヶ月	90～105ヶ月	68	52	40
	7～8ヶ月	14～16ヶ月	21～24ヶ月	28～32ヶ月	35～40ヶ月	70～80ヶ月	105～120ヶ月	63	47	35
	8～9ヶ月	16～18ヶ月	24～27ヶ月	32～36ヶ月	40～45ヶ月	80～90ヶ月	120～135ヶ月	59	42	30
	9～10ヶ月	18～20ヶ月	27～30ヶ月	36～40ヶ月	45～50ヶ月	90～100ヶ月	135～150ヶ月	56	38	26
	10～11ヶ月	20～22ヶ月	30～33ヶ月	40～44ヶ月	50～55ヶ月	100～110ヶ月	150～165ヶ月	52	34	22
	11～12ヶ月	22～24ヶ月	33～36ヶ月	44～48ヶ月	55～60ヶ月	110～120ヶ月	165～180ヶ月	49	30	19
	12～18ヶ月	24～36ヶ月	36～54ヶ月	48～72ヶ月	60～90ヶ月	120～180ヶ月	180～270ヶ月	46	27	16
	18～24ヶ月	36～48ヶ月	54～72ヶ月	72～96ヶ月	90～120ヶ月	180～240ヶ月	270～360ヶ月	31	14	7
	24ヶ月以上	48ヶ月以上	72ヶ月以上	96ヶ月以上	120ヶ月以上	240ヶ月以上	360ヶ月以上	21	7	3

備考 補償割合の中における A 級、B 級、C 級の区分は、物品の使用状況によるものであり、次のように適用する。

A 級：購入時からの経過期間に比して、すぐれた状態にあるもの

B 級：購入時からの経過期間に相応して常識的に使用されていると認められるもの

C 級：購入時からの経過期間に比して、B 級より見劣りするもの

(例) ①ワイシャツの場合、エリ、袖等の摩耗状態で評価する。

②補修の跡のあるもの、恒久的変色のあるもの等は通常 C 級にする。